

山北町建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成25年4月1日

(趣旨)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定める「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に即して、町内における建築物等の整備において、木材の利用を促進するために策定する。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築物のほかベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物を含む。
- (2) 「備品」とは、備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）も含む。
- (3) 「建築物等」とは、建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 「公共建築物等」とは、公共の用又は公用に供する建築物をいい、町民一般の利用に供されるものをいう。また、公共土木工事や森林整備工事における工作物も含む。
- (5) 「木造化」とは、建築物等の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物等の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (7) 「県産木材」とは、神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製品及び木製品をいう。
- (8) 「品質認証材」とは、次のものをいう。
 - ア 農林物資の規格化等に関する法律に基づく日本農林規格（JAS）の認証を受けた木材
 - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たし、認証された県産木材をいう。

(木材利用の意義)

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な公共空間の創出

(4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

(町内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第4 町内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、町産木材を使用するように努める。

また、備品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、町産木材を使用するよう促す。

(3) その他

建築物等の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

(町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標)

第5 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等における木材の利用

公共建築物等については、建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して、木造化或いは木質化が困難と認められる場合を除き、原則として木造化を図るものとし、床、腰壁等の内装や外装において可能な限りの木質化を図るものとする。また、備品についても木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

(2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物等への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物等において利用する木材

公共建築物等において使用する木材は、積極的に町産木材を使用するものとする。

また、品質認証材の導入にも努めるものとする。

(その他町の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第6 その他町の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項は次のとおりとする。

(1) 木材利用のPRの推進

町は公共建築物等の木造化、木質化の実施にあたり、木材利用のPR及び普及に努める。

（2）県等関係機関との連携

町は、県等関係機関と連携し、町産木材をはじめとする木材の利用促進を図れるよう努めるものとする。

（建築物木材利用促進協定制度の周知）

第7 町は、建築物等における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。

「山北町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」は、「山北町建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に名称を変更する。

この方針は、令和5年12月1日から適用する。